

議員提出議案第5号

請願の提出に対する市当局の不適切な関与の調査に関する決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年9月26日提出

渋川市議会議長 望 月 昭 治 様

提出者	渋川市議会議員	田 中 猛 夫
賛成者	同	中 澤 広 行
同	同	山 内 崇 仁
同	同	池 田 祐 輔
同	同	須 田 勝

別紙

議員提出議案第5号

請願の提出に対する市当局の不適切な関与の調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり請願の提出に対する市当局の不適切な関与に関する調査を行うものである。

1 調査事項

令和3年9月14日に受理された「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書」の提出に対する市当局の不適切な関与について

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により委員6人で構成する、請願の提出に対する市当局の不適切な関与に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限の委任

本会議は、1に掲げる事項の調査を行うため地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を請願の提出に対する市当局の不適切な関与に関する調査特別委員会に委任する。

4 調査期限

請願の提出に対する市当局の不適切な関与に関する調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまでとし、閉会中もなお調査を行うことができるものとする。

5 調査経費

本調査に要する本年度の経費は100万円以内とする。

理由

令和3年9月14日に受理された「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願書」の提出に対し、市当局の不適切な関与が疑われるため、議会として真相解明が求められている。